

平成30年7月27日

平成30年度第1回新宿区障害福祉サービス事業者等集団指導資料

「実地指導における指摘事例について」

資料

- 1 東京都における実地指導の主な文書指摘事例 p1
- 2 新宿区における実地指導の主な文書指摘事例 p2～p3
- 3 個別事例のポイント、注意点について p4～p7

東京都における障害者福祉サービス事業者等に対する実地指導の主な文書指摘事例

1 グループホーム（共同生活援助）（平成 28 年度実績）

No.	文書指摘事項	指摘数
1	利用者の人権擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備等に不備がある。	38
2	サービス提供の記録について利用者から確認を得ていない、記録がない。	25
3	利用者の情報提供の事前同意を得ていない。秘密保持に係る措置が不十分。	14
4	個別支援計画未作成について減算していない。	12
5	訓練等給付費の額について通知を行っていない。	12
6	業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。	9
7	その他（重要事項を掲示していない、避難訓練を行っていない、各種加算の算定が不適正（計画に位置付けがない）等）	147 延べ
合 計		257

2 短期入所（平成 28 年度実績）

No.	文書指摘事項	指摘数
1	利用者の人権擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備等に不備がある。	23
2	サービス提供の記録について利用者から確認を得ていない、記録がない。	16
3	介護給付費の額について通知を行っていない。	5
4	非常災害対策に関して不備がある。	5
5	その他（業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない等）	21
合 計		70

3 指定障害児通所支援事業（平成 28 年度実績）

No.	文書指摘事項	指摘数
1	障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。	35
2	欠席時対応加算の算定が不適正なので是正すること。	25
3	業務管理体制の整備に関する事項を届け出していないので是正すること。	15
4	障害児通所給付費の額について通知を行うこと。	11
5	秘密保持等の措置又は情報提供の事前同意を適正に行うこと	11
6	運営規程、従業員の勤務体制、協力医療機関、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	8
6	その他	148
合 計		253

注 1) 上表は、平成 29 年度の東京都における集団指導に係る資料から転記したもの。

新宿区における障害者福祉サービス事業者等に対する実地指導の主な文書指摘事例
(項目については順不同)

1 グループホーム(共同生活援助) (平成29年度実績)

No.	文書指摘事項	備考
1	入院時支援加算、帰宅時支援加算算定に要する記録が不十分。	サービス記録
2	秘密保持等の措置が従業者に十分講じられていない。	秘密保持
3	運営規程の届出事項の変更があった場合に、東京都に届けていない。	届出
4	定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。	災害対策

2 短期入所 (平成29年度実績)

No.	文書指摘事項	備考
1	サービス提供の記録について利用者から確認を得ていない、記録がない。	サービス記録
2	利用者に地域生活支援給付費の額を通知していない。	給付費通知
3	区規則に定める事項に変更があった場合に、区に届けていない。	届出

3 障害児通所支援 (平成29年度実績)

No.	文書指摘事項	備考
1	障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行っていない。	虐待防止
2	サービス提供の記録について利用者から確認を得ていない、記録がない。	サービス記録
3	欠席時対応加算の算定に要する記録が不十分。	
4	利用者に給付費の額を通知していない。	給付の通知
5	定期的にモニタリングを行い、その結果を記録していない。	個別支援計画
6	延長支援加算の算定に要する要件を満たしていない。	届出・計画
7	業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。	届出
8	事故発生時の体制の整備を行っていない。	事故対応
9	報告対象事故等が発生した場合の都への報告が確認できない。	
10	災害に対処するための計画が作成されていない。	災害計画
11	利用申込者の選択に資する重要事項が掲示されていない。	掲示

4 就労継続支援（B型）

（平成 29 年度実績）

No.	文書指摘事項	備考
1	利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制の整備等に不備がある。	虐待防止
2	サービス提供の記録について利用者から確認を得ていない、記録がない。	サービス記録
3	欠席時対応加算の算定に要する記録が不十分。	
4	利用者に給付費の額を通知していない。	給付費通知
5	個別支援計画未作成減算について適正に算定していない。	支援計画
6	秘密保持等の措置が従業者に十分講じられていない。	秘密保持
7	利用者、家族から個人情報の利用について同意を得ていない。	
8	業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。	届出
9	事故発生時の体制の整備を行っていない。	事故対応
10	就労支援事業別事業活動明細書等の計算書類が作成されていない	会計書類

5 計画相談

（平成 29 年度実績）

No.	文書指摘事項	備考
1	利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制の整備等に不備がある。	虐待防止
2	秘密保持等の措置が従業者に十分講じられていない。	秘密保持
3	利用者、家族から個人情報の利用について同意を得ていない。	
4	計画相談の利用にかかる契約を区に報告していない。	届出
5	運営規程の内容に変更があった場合に、区に届けていない。	
6	事故発生時の体制の整備を行っていない。	事故対応
7	就労支援事業別事業活動明細書等の計算書類が作成されていない	会計書類

注1) 上表は、平成 29 年度に新宿区が実施した施設系（共同生活援助、短期入所、障害児通所支援、就労継続支援 B 型）の障害福祉サービス事業所および計画相談支援事業所に係る実地指導において、新宿区が事業者にも文書指摘をした事項を掲載。

注2) 新宿区が実施した施設系事業所が少数のため、指摘数は示さず項目のみの表記とした。記載の順序は、順不同。

1 虐待防止の体制整備について

① 虐待防止責任者が設置されているか

(都条例 155 号第 3 条第 3 項、都条例 136 号第 3 条第 3 項、都条例 139 号第 3 条第 4 項)

⇒責任者が選任されているか。重要事項説明書へ明記されているか。

② 虐待防止マニュアル、ガイドラインは作成されているか

(都条例 155 号第 3 条第 3 項、都条例 136 号第 3 条第 3 項、都条例 139 号第 3 条第 4 項)

⇒「障害者虐待の 5 類型」「虐待発見者の区市町村への直接通報義務」が記載されているか。

③ 虐待防止研修を実施しているか

(平成 30 年 6 月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」p10)

⇒非常勤職員を含めた利用者に関わる全職員に受講させる。

(研修資料の例は、手引き p47～p58 に収録)

⇒やむを得ない事情等により受講できなかった場合には、資料及び当日の議事録を配布し、レポートを提出させる等のフォローを求める。

④ 身体拘束に関する手続きが定められている場合（やむを得ず身体拘束を行う場合）

(都条例 155 号第 72 条、都条例 136 号第 50 条、都条例 139 号第 42 条)

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」p26)

i) 身体拘束の必要性を検討。判断は組織的かつ慎重に行う。

(3 要件 = 「切迫性」、「非代替性」、「一時性」を満たすか)

ii) 個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

iii) 利用者や家族に十分に説明し、了解を得る。

(個別支援計画に位置付けられていれば、計画を説明し、同意を得る。)

iv) 身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録する。

(平成 30 年度から、記録が行われていない場合には「身体拘束廃止未実施減算」が適用される。)

2 サービス提供の記録について

① 記録の内容は適切か

(都条例 155 号第 58 条第 1 項、都条例 136 号第 24 条第 1 項 2 項、都条例 139 号第 25 条第 1 項)

⇒提供日時、支援の内容、当日の利用者の状況等、具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。

⇒サービスを提供する都度、記録を行っているか（施設入所を除く）。

② 利用者から確認を受けているか

(都条例 155 号第 58 条第 2 項、都条例 136 号第 24 条第 3 項、都条例 139 号第 25 条第 2 項)

⇒サービスを提供する都度、確認を受けているか（施設入所を除く）。

③ 報酬の加算、減算算定に際し、記録を作成しているか。

(留意事項通知第二の 2 (6) (9) 等)

⇒欠席時対応加算、入院時支援加算、帰宅時支援加算等、サービス提供記録への記載が算定に要する場合について、適切に記載しているか。

3 利用者に対する給付金額の通知（代理受領通知）について

① 代理受領通知を毎月、通知しているか。

(都条例 155 号第 27 条第 1 項、都条例 136 号第 28 条第 1 項、都条例 139 号第 29 条第 1 項)

⇒利用者に対する通知は、自己負担額に対する領収書の交付だけでは足りない。

② 入金通知を受けた後に通知を行っているか。

⇒代理受領通知は、あくまでも「代理受領しました」という結果通知。

4 秘密保持に係る必要な措置について

① 従業者の雇用時に周知を行っているか。

(都条例 155 号第 36 条第 2 項、都条例 136 号第 51 条第 2 項、都条例 139 号第 45 条第 2 項)

⇒就業規則、誓約書等で、従業者(法人代表、管理者等を含む)に十分周知しているか。

⇒退職後の秘密保持について、誓約書等を取り交わしているか。

② 平常時に十分周知を行っているか。

(都条例 155 号第 36 条第 2 項、都条例 136 号第 51 条第 2 項、都条例 139 号第 45 条第 2 項)

⇒事業者内で、個人情報を取り扱うルールを定めているか。

⇒定期的に研修を行い、周知に努めているか。

⇒個人情報の保管は鍵付のキャビネット等を使用しているか。

③ 個人情報の利用について、利用者から同意を得ているか。

(都条例 155 号第 36 条第 3 項、都条例 136 号第 51 条第 3 項、都条例 139 号第 45 条第 3 項)

⇒利用者のほか、家族の同意を得ているか。

⇒個人情報の内容を例示すると尚よい。

5 業務管理体制の整備の届出について

① 事業者ごと、根拠条文ごとに届出を行っているか。

(総合支援法第 51 条の 2、同法第 51 条の 31)

(児童福祉法第 21 条の 5 の 25、同法第 24 条の 19 の 2、同法第 24 条の 38)

② 正しい届出先に提出されているか。

⇒事業所の展開に応じて届出先が変わる。

⇒届出先は主たる事務所の所在地でなく、事業所等の所在地で判断する。

③ 変更が生じたときに変更の届出を行っているか。

⇒届出先区分の変更が生じた場合、届出事項に変更が生じた場合には注意。

(凡例)

○総合支援法：

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

○都条例 155 号：

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例

○都条例 136 号：

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

○都条例 139号：

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

○留意事項通知：

平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号通知

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」